

申請受付期間

令和3年 5月28日(金) ~ 令和4年 2月28日(月)
※締切日 午後5時必着

飲食店感染予防環境整備支援事業費補助金 (新型コロナ対策認証枠)

「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証」を
取得するための設備導入を支援します！

対象者

次の全てを満たす事業者

- ・ 県内で客席を設けて食事を提供する飲食店を営む中小企業者（宿泊業を除く）
 - ・ 「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証」（県認証）の申請をしている者
- ※補助対象となる店舗は、県認証を取得するために設備を導入した店舗のみとなります。

補助金額

上限額 1店舗あたり30万円（補助率：4／5以内）

※複数店舗の設備導入を行う場合も店舗ごとに上限30万円になります。

補助対象期間

令和3年4月1日（木）から令和4年2月28日（月）

補助対象経費

別紙対象設備の一覧の導入にかかる費用（配送費及び古い設備の処分費は除く）

提出書類

- ・ 飲食店感染予防環境整備支援事業費補助金交付申請（新型コロナ対策認証枠）（様式第6号）
- ・ 購入設備等の納品書又は納品日及び納品内容（数量等）が確認できる書類
- ・ 購入設備等の請求書又は請求額及び請求内容（数量等）が確認できる書類
- ・ 購入設備等の領収書又は、支払いしたことが確認できる書類
- ・ 購入した設備の設置状況がわかる写真
- ・ 請求書（交付要綱様式第12号）
- ・ 口座振込先通帳の写し

問い合わせ先

秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証事務局

〒010-0951 秋田市山王4丁目1番2号（秋田地方総合庁舎2階）

電話 018-860-2746

**飲食店感染予防環境整備支援事業費補助金（新型コロナ対策認証枠）
補助対象設備等**

秋田県産業労働部商業貿易課

「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証」の取得に必要とされる飛沫感染予防、接触感染予防及び換気による感染予防のための設備等が補助対象となります。補助対象設備等は次の表で確認してください。

1 補助対象となる設備等

導入を検討している設備等が記載されていない又は補助対象となるか不明な場合は、事前に事務局にお問い合わせください。

秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証事務局 電話 018-860-2746

用途等	補助対象設備等
入店時	非接触型検温装置
	手指消毒設備（自動、足踏み式等）
	レジ用パーティション（アクリル板、ビニールカーテン等）
	キャッシュレス決済端末及び設置費用
施設設備の管理	テーブル・カウンター等用パーティション（アクリル板、ビニールカーテン等）
	二酸化炭素濃度測定器
	認証基準を満たす必要換気量を確保できる設備（換気扇、サーキュレーター、扇風機、換気設備機能付きエアコン等）
	認証基準を満たす必要換気量を確保できる窓の設置（開閉可能な窓の設置・改修等）
	手洗い設備（自動水栓、肘式又は足踏み式）
	トイレのふた（ふた無しからふた付きへの改修等）
利用者の感染防止	ビュッフェ形式の場合の食品保護カバー（容器のふた、ふた付き容器等）
従業員の対策	更衣室、控室等において認証基準を満たす必要換気量が確保できる設備（換気扇、サーキュレーター、扇風機、換気設備機能付きエアコン等）

2 補助対象とならない設備等

認証基準を満たすのに直接的な効果が認められない次のような設備等は対象となりません。

- 一般的なエアコン（換気設備機能が付いていないエアコン）
- 空気清浄機
- 抗菌仕様の内装クロス、床カーペット、畳等の内装材